

第 3 期伊勢市環境基本計画 の改定の考え方

令和 4 年度第 1 回 伊勢市環境審議会
令和 4 年 7 月 1 5 日

基本目標 1 低炭素で地球にやさしい社会の構築

<伊勢市地球温暖化防止実行計画>

(1) 事務事業編・区域施策編に共通する基本事項

関連する SDGs の目標



① 位置づけ

本節は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）第 21 条に基づき、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」（以下「本実行計画」という。）として策定するものであり、2012 年度に策定した内容を改定するものです。

本実行計画は、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」と、市域における温室効果ガスの排出の抑制等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を合わせたものです。

② 本実行計画策定の意義

人間の活動で排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出によって引き起こされる地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、最も重要な環境問題の一つとされています。世界では、既に平均気温の上昇や雪氷の融解、海面水位の上昇等が観測されており、また、熱中症等の健康への影響や、農作物への甚大な被害等、健康面や経済面への影響も生じています。日本でも強い台風や集中豪雨等の極端な気象現象が毎年のように観測されています。

このような中、「パリ協定」では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが掲げられました。また、SDGs においても、気候変動対策が 17 の目標の一つ（目標 13：気候変動に具体的な対策を）として位置づけられています。

国の「地球温暖化対策計画」では、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 26%削減するという目標が掲げられ、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし削減目標達成への道筋をつけるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減をめざすことを位置付けており、日本が地球温暖化対策を進めていく上での礎を示しました。また、三重県では、2012（平成 24）年 3 月に「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2020 年度までに温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年度比で 10%削減、2005（平成 17）年度比で 20%削減するという目標を掲げ、取組を進めています。

こうした背景をふまえ、本市においても、世界や国、三重県の目標達成に資する地球温暖化対策が求められており、また、今後さらに深刻化が懸念される気候変動による影響への備えに対しても、対策を進めていくことが必要とされています。

- 国は2020年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言
- 2030年46%削減、2050年カーボンニュートラル
- 地球温暖化対策推進法の改正、地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画の改訂
- 三重県地球温暖化対策総合計画の策定、国の計画に準じた見直しを実施

③ 本実行計画の基本的事項

本実行計画は、本市の特性に応じた温室効果ガス排出量の削減のための取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス排出削減目標とともに、目標達成のために取り組むべき施策と取組を示すものです。

1) 計画の期間

本実行計画の期間は、環境基本計画と同じ2020年度から2029年度までとします。
また、国の目標を考慮し、基準年度を2013年度、目標年度を2030年度と設定します。
なお、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、環境基本計画の見直しにあわせて本実行計画を見直すこととします。

2) 対象とする温室効果ガス

本実行計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定める7種類を対象とします。

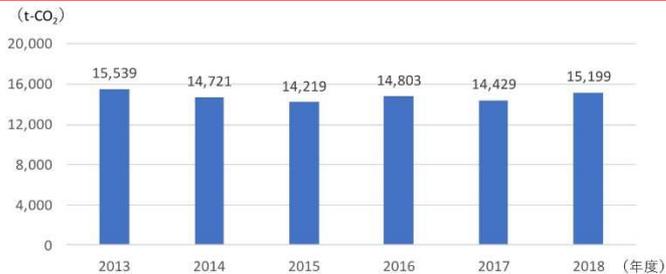
- ①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④ハイドロフルオロカーボン
- ⑤パーフルオロカーボン ⑥六ふっ化硫黄 ⑦三ふっ化窒素

(2) 事務事業編

① 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の現況

本市の事務事業においては排出された温室効果ガス排出量をみると、基準年度の2013(平成25)年度から直近の2018(平成30)年度までに約340t-CO₂削減しています。

なお、本実行計画における事務及び事業による温室効果ガス総排出量の算定範囲は、市が行うすべての事務事業(上下水道事業を含む。)及び市が所有するすべての施設(公用車等の付属物や指定管理者制度により管理運営する施設を含む。)を対象とし、病院や議会事務局等においても、伊勢市役所と同一または隣接する施設に入居している場合は、当該施設全体を対象とします。



・ 直近の2019年度～2021年度実績を反映

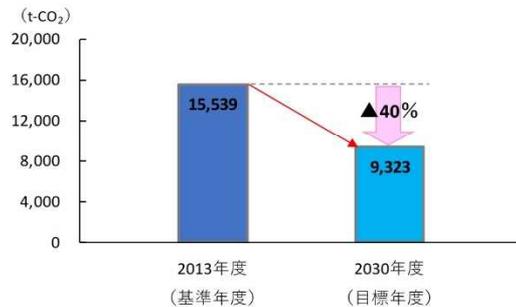
② 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、「地球温暖化対策計画」において、2030年度の国内の温室効果ガス総排出量を2013(平成25)年度比で26%削減する目標を掲げています。同計画において、業務部門のエネルギー起源の二酸化炭素を40%削減することを示していることを踏まえ、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のために実行すべき措置について定める計画」(2016年5月13日閣議決定)では、2030年度の温室効果ガス総排出量を2013(平成25)年度比で40%削減する目標を掲げています。

本市においても、国の削減目標の趣旨を踏まえた率先的な取組の実施が期待されていることから、本実行計画では、政府実行計画の目標に準じた「温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で40%削減する」ことを目標とします。

■市の事務及び事業における温室効果ガス削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比 **40%削減** する。



- 国は2021年に地球温暖化対策計画を改訂
2030年において46%削減の目標
- 政府の事務事業編における50%削減目標を受け
て、市の事務事業編を50%に目標引き上げ

③ 市の事務事業における地球温暖化対策

本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、以下の取組を実行します。

1) 電気、燃料、用紙等の使用量の抑制

【電気使用量の削減】

- 書庫、更衣室、会議室、廊下、トイレ等の不要な照明の消灯を徹底します。
- 人が常在しない場所（トイレ等）には、センサー式照明等を導入します。
- O A 機器は、一定以上の時間使わない場合は電源を落とすよう努めます。
- O A 機器の省エネモードや自動電源OFF 設定を活用します。
- 自席を離れる時は、パソコンのモニターを閉じ、消費電力を減らすようにします。
- 冷暖房時の室温の適正化（冷房 28℃、暖房 19℃）に努めます。
- エアコンのフィルターを定期的に掃除します。
- 各種の電気機器の運転に際しては、負荷を押さえた運転に努めます。

【公用車の燃料使用量の削減】

- 公用車の駐車時の不要なアイドリングの停止、急発進や急加速、空ぶかしを控える等、環境に配慮した運転方法（エコドライブ）を徹底します。
- 出張時には公共交通機関を優先的に利用し、同じ方面の場合は公用車に相乗りします。
- 公務時の近距離移動手段として徒歩、自転車の利用に努めます。
- 車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、常に車内整理に努めます。
- 「ノーマイカー・デー」を周知し、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推奨します。

【用紙類の使用量の削減】

- 両面コピー・両面印刷、集約印刷に努め、用紙の使用量を削減します。
- 会議の配布資料の簡素化やタブレット端末使用等、ペーパーレス化に努めます。
- 庁内資料は、ミスコピーの裏面利用等の有効利用を行います。
- 使用済み封筒は、再利用に努めます。
- 紙のリサイクル、再生紙利用に努めます。

2) 省エネ効果の高い設備等への更新

- 空調設備等の設置に際しては、エネルギー効率の高い機器を導入します。
- 照明設備については、点灯時間を考慮しながら LED 照明等、消費電力の少ない設備を導入します。
- 市公共施設の新設、改築等にあたっては、温室効果ガス排出抑制のため、環境負荷を軽減し、省エネに配慮した設計に努めます。
- 公用車の更新や新規購入に当たっては、低公害車の導入に努めます。

3) 再生可能エネルギーの導入

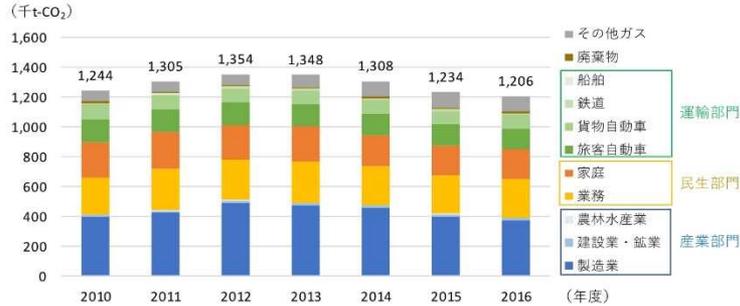
- 市の施設に太陽光発電設備を導入します。

・ 具体的取り組みの見直し

(3) 区域施策編

① 市域における温室効果ガス排出量の現況

本市の2016年度の温室効果ガス排出量は、約1,206千t-CO₂であり、2010年度以降増加傾向にありましたが、2012年度をピークに減少しています。2016年度における温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門が全体の3割程度を占めており、そのうちの大部分が製造業からの排出となっています。



② 市域における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、パリ協定等を踏まえ、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しており、この中で中期目標として、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減することをめざしています。

本市においても、国との整合を図り、「温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減する」ことを目標とします。

・ 直近の2017年度～2019年度実績を反映

- ・ 国は2021年10月に地球温暖化対策計画を改訂し、2030年46%削減目標に引き上げ
- ・ 市の区域施策編の目標を46%削減に引き上げ

■市域における温室効果ガス削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比 **26%削減** する。



・市の区域施策編の目標を46%削減に引き上げ

③ 市の施策の方向性

基本目標 1「低炭素で地球にやさしい社会の構築」の実現に向けて、「(6)市の事務事業における地球温暖化対策」に掲げた取組と併せ、次の取組も推進していきます。

施策の方向性	施策
(1)温室効果ガスの排出抑制	①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 ②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進 ③低炭素型の都市基盤づくり
(2)気候変動への適応	①熱中症予防 ②浸水対策の推進 ③災害時の避難施設等の整備

④ 市の施策内容

施策の方向性（1） 温室効果ガスの排出抑制

施策	主な取組
① 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器の導入 ・ 住宅等の太陽光発電設備の設置を促進 ・ 関係法令及び三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン等に基づく地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入
② 環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設における省エネ効果の高い設備等への更新 ・ 家電等、家庭で使われる機器の購入や買替えの機会を捉え、高効率機器への選択・転換の促進 ・ 電気自動車等の普及促進 ・ 省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルを促進するため、省エネに関する講習会等を開催 ・ 公共施設における電気、燃料、用紙等の使用量の抑制 ・ エコドライブの普及促進 ・ 自転車の利用機会を拡大 ・ みえエコ通勤デーの啓発等による公共交通の利用を促進
③ 低炭素型の都市基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「伊勢市立地適正化計画」に基づく拠点となる地域への機能集約と活性化 ・ 連節バスを使用した BRT（バス高速輸送システム）導入等による公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進 ・ 鉄道、バス等の公共交通の利用促進 ・ 観光交通渋滞対策の推進 ・ 電気バスの利用促進

・ 具体的取り組みの見直し



エコドライブ



電気バス

施策の方向性（2） 気候変動への適応

施策	主な取組
①熱中症予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等を活用した熱中症注意情報の提供 ・ 熱中症の症状や応急手当、予防方法等の周知・啓発
②浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の雨水を速やかに流下させ、また、低地の浸水対策や高潮時の安全を確保するための排水施設の整備 ・ 河川への雨水流出を少なくするための流出抑制対策の促進 ・ 都市ポンプ場等の長寿命化
③災害時の避難施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用トイレやスロープ等の整備等、避難生活施設の環境整備 ・ 備蓄計画の見直し及び防災備蓄倉庫の整備

・ 具体的取り組みの見直し



熱中症予防強化月間ポスター



排水機場



老朽管撤去状況



伊勢市防災センターの防災倉庫

⑤ 市民・事業者に期待する役割

各主体の役割

市民

- 日々の生活において
 - ・省エネルギーや環境に配慮した行動を心がける
 - ・打ち水や緑のカーテン等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をする
 - ・熱中症を予防するため、適切に空調機器を使用する
- 外出する時
 - ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
 - ・アイドリングストップ・ふんわりアクセル等、エコドライブに努める
- 買い替え・建て替えのとき等
 - ・省エネ性能が高く、環境負荷の少ない建築材や空調機器、照明器具、家電製品等を選択する
 - ・太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを導入する
 - ・HEMS（家庭のエネルギー管理システム）、家庭用燃料電池、蓄電池等を導入し、エネルギーを効率的につくり、蓄え、使う
 - ・車の買い替え時には電気自動車やハイブリッド自動車等の低公害車を選択する

事業者

- 日々の業務において
 - ・打ち水の実施や緑のカーテンの育成等、身近な暑さ対策を行う
 - ・冷暖房の温度を適正に設定し、クールビズ・ウォームビズを実施する
 - ・効率の良い配送や運送に努める
 - ・エネルギーマネジメントを実施し、エネルギー使用量の把握と省エネルギーに努める
 - ・カーボン・オフセット等の制度を活用し、温室効果ガス排出量削減を図る
 - 移動する時
 - ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
 - ・アイドリングストップ・ふんわりアクセル等、エコドライブに努める
 - ・環境負荷の少ない自動車を利用する
 - 買い替え・建て替えのとき等
 - ・オフィス機器は、省エネタイプのもを導入する
 - ・高効率な空調設備、照明機器等を導入し、設備機器を適切に維持管理する
 - ・再生可能エネルギーを積極的に導入する
 - ・BEMS（ビルのエネルギー管理システム）を導入する
 - ・環境負荷の小さい自動車を選択する
 - ・環境負荷の小さい電力を調達する
- 《公共交通事業者》
- ・連節バスを使用したBRT（バス高速輸送システム）導入等による公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進
 - ・駅のバリアフリー化等の機能向上

・ 具体的取り組みの見直し

分野横断的取組 4 空家等対策の推進

■分野横断的取組の概要

空家等の数は、人口減少や高齢化に伴い、全国的に増加しており、今後も増加していくものと予想されています。

適切な管理が行われていない空家等については、防災、防犯、防火、景観及び衛生等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、社会問題となっています。また、遊休資産として、空家等の有効的な利用が課題となっています。

このような状況の中、2015（平成27）年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、地域の実情に応じた空家等に関する対策が求められています。

市では、2017（平成29）年3月に「伊勢市空家等対策計画」を策定しており、これに基づき、空家等の利用促進、市民の生活環境の保全及び安全に暮らせるまちづくりを推進します。

■具体的な取組

- 空家等対策に関する情報を市民に広く周知し、空家等の適正管理を推進します。
- 利用可能な空家等を地域の資源と捉え、市場への流通や活用の促進を図ります。
- 自治会や専門家団体等と連携を図ることで、総合的な空家等対策の取組を推進します。

■主なコベネフィット



■分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
空家等の除却・管理済等件数 (累計)	350 (件) (2018 年度)	650 (件) (2024 年度)

・令和4年3月に「第2期伊勢市空家等対策計画」を策定しており、新たな計画との整合を図る

分野横断的取組 5 環境学習・教育活動の推進

■分野横断的取組の概要

環境問題は、温暖化や自然破壊等の地球規模の環境問題、また、ごみや空家等の地域における環境問題等、多岐にわたります。

このことから環境問題についての学習機会を提供するためには、さまざまな分野で活躍する専門的知識等を有する人材等の協力が欠かせません。

本市では、大学や事業者と環境教育の充実等のための協定締結を進めており、専門的な人材・学習機材の提供の協力をいただいています。また、小学校と地域団体との連携により、郷土学習を兼ねながら、地域の自然や文化等について学習する等、多様な形で環境学習の実践が進められています。

子どもたちが環境問題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分でできることを考え、実践できるよう、多様な主体との連携・協力を図りながら、持続可能な社会づくりの担い手を育む取組を進めます。

■具体的な取組

- 各学校等において、地域に根ざした環境教育を推進します。
- 大学や事業所等と連携し、出前講座の開催等の環境学習を推進します。
- 自然観察会や林業体験学習、ボランティア活動等を通じた市民参加型体験学習を産学官民が連携して推進します。

■主なコベネフィット



■分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
企業と連携して環境教育を推進している小中学校の割合	52.9 (%) (2017 年度)	70.6 (%) (2021 年度)

※第 3 期伊勢市教育振興基本計画策定にむけた検討時に、2022 年度以降の目標指標及び目標値の設定を行います。

(表中の数値は「第 3 次伊勢市総合計画」における数値)

・目標指標の見直し